

高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(高知税務署長)

平成25年8月29日棄却・上告・上告受理申立

(第一審・高知地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年1月31日判決、本資料263号-20・順号12144)

判 決

控訴人(1審原告)	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	水野 武夫
同	元氏 成保
同	濱 和哲
同	藤原 充子
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	高知税務署長 府川 一
同指定代理人	石間 大輔
同	西丸 真弓
同	川原 久志
同	阿部 義弘
同	熊田 利彦
同	尾上 幸男
同	松本 博文
同	大矢根 寛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年12月19日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成21年3月9日付けでした控訴人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成

13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額2684万4222円、納付すべき税額748万0300円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

5 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額1175万6413円、納付すべき税額314万1100円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

6 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成16年4月1日から平成17年1月4日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額1973万9467円、納付すべき税額516万1900円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

7 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額3148万6954円、納付すべき税額953万5700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち納付すべき過少申告加算税の額42万円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

8 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額2338万4246円、納付すべき税額637万5200円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

9 処分行政庁が平成21年3月10日付けでした控訴人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の法人税更正処分のうち所得金額3556万5956円、納付すべき税額1002万9500円を超える部分及び過少申告加算税並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

10 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額2103万7600円を超える部分及び地方消費税額525万9400円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

11 処分行政庁が平成20年12月22日付けでした控訴人の被合併法人株式会社Eに係る平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額3407万6600円を超える部分及び地方消費税額851万9100円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分のうち納付すべき重加算税の額146万3000円に係る部分を取り消す。

12 処分行政庁が平成21年3月10日付けでした控訴人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額4439万9100円を超える部分及び地方消費税額1109万9700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、昭和●年に設立された土木建設業等を営む株式会社であり、平成17年●月●日に株式会社E（以下「E」という。）を吸収合併した控訴人が、処分行政庁から受けた次の処分（以下「本件各処分」という。）には、処分行政庁が益金・損金の額の算入判断を誤り、また、理由を付記しないなどの違法があると主張して、本件各処分の取消しを求めた事案である。

(1) 平成20年12月19日付け処分

Eの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下、期末月をとって「平成15年3月期」という。他の事業年度についても同様。）以後の法人税青色申告承認の取消処分（控訴の趣旨2）

(2) 平成20年12月22日付け処分

- ① Eの平成14年3月期の法人税更正処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨4）
- ② Eの平成15年3月期の法人税更正処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨5）
- ③ Eの平成17年1月期の法人税更正処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨6）
- ④ 控訴人の平成18年3月期の法人税更正処分の一部、過少申告加算税賦課決定処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨7）
- ⑤ 控訴人の平成19年3月期の法人税更正処分の一部、過少申告加算税賦課決定処分（控訴の趣旨8）
- ⑥ Eの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間（以下、期間末月をとって「平成14年3月課税期間」という。他の課税期間についても同様。）の消費税及び地方消費税（以下、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。）の更正処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨10）
- ⑦ Eの平成15年3月課税期間の消費税等の更正処分の一部、重加算税賦課決定処分の一部（控訴の趣旨11）

(3) 平成21年3月9日付け処分

控訴人の平成20年3月期以後の法人税青色申告承認の取消処分（控訴の趣旨3）

(4) 平成21年3月10日付け処分

- ① 控訴人の平成20年3月期の法人税更正処分の一部、過少申告加算税賦課決定処分、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨9）
- ② 控訴人の平成20年3月課税期間の消費税等の更正処分の一部、重加算税賦課決定処分（控訴の趣旨12）

控訴人は、原審において、平成20年12月22日付けEの平成15年3月課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分（上記(2)⑦）につき、重加算税の対象となる税額に誤りがあり、納付すべき税額が過大であることが判明したとして、平成23年1月24日付け変更決定（国税通則法32条2項）により取り消された部分（納税すべき重加算税の額146万3000円を超える部分）についても取消しを求めているところ、原審は、ア 平成20年12月22日付け控訴人の平成19年3月期の法人税の更正処分の一部（上記(2)⑤）のうち確定申告に係る部分（所得金額2873万9007円、納付すべき税額798万1700円を超えない部分）及びイ上記変更決定により取消済みの部分の各取消請求に係る訴えを却下し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。

当審において、控訴人は、上記イの部分の取消請求に係る訴えを取り下げ、また、当事者双方は、アの部分の取消請求につき1審で実体審理を受けるべき審級の利益を放棄した。

2 前提となる事実、本件の争点と当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2及び3（原判決2頁6行目から7頁11行目まで）の記載と同じであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁8行目の「法人」を「土木建設業等を営む株式会社」と、13行目の「機械」

- を「建設機械」と各改め、15行目の「本件取引A」を「、この頃控訴人が行った本件機械Aについての取引を「本件取引A」といい、この頃控訴人が行った後記本件機械A1についての取引を「本件取引A1」、後記本件機械A2についてのそれを「本件取引A2」と各改める。
- (2) 同3頁15行目の「課税期間の」を「課税期間に係る平成20年12月22日付け重加算税賦課決定処分につき、重加算税の対象となる税額に誤りがあり、納付すべき税額が過大であることが判明したとして、国税通則法32条2項により、」と、16行目の「重加算税」を「重加算税の額」と、25行目の「機械」を「建設機械（重機等）」と各改める。
- (3) 同4頁2行目の「以下」の次に「、この頃控訴人が行った本件機械C1についての取引を」、5行目の「本件機械C2」の次に「といい、それぞれの機械を順号ごとに「本件機械C2-1」など」を、7行目の「以下」の次に「、この頃控訴人が行った本件機械C2についての取引を」を各加える。
- (4) 同5頁2行目の「求償権」を「保証人たる地位に基づく求償権」と、10行目の「益金」を「損金」と各改める。
- (5) 同6頁13行目の「ア」及び15行目冒頭から16行目末尾までをいずれも削る。
- (6) 原判決別紙A7主張対比表につき、「2 争点②」に係る部分を削り、「3 争点③」のうち控訴人の主張欄(2)イ（原判決71頁右欄）の「機械が損傷した」の次に「場合」を加え、同ウ（同頁右欄）の「賃貸期間変動があった」を「賃貸期間に変動があった」と改め、「4 争点④」のうち控訴人の主張欄(2)ア（同75頁右欄）の「同社機械」を「同社の販売に係る機械」と改め、「6 争点⑥」のうち被控訴人の主張欄（同78頁左欄）の「求償権」を「保証人たる地位に基づく求償権」と、「(高知地裁H20. 3. 13判決)」を「。このことは、高知地方裁判所の平成20年3月13日判決で確定している。」と、同欄末尾の「貸倒引当金はない。」を「貸倒引当金の対象となる個別評価金銭債権（法人税法52条）に該当しない。」と各改め、控訴人の主張欄（同78頁右欄）の各「求償権」をいずれも「保証人たる地位に基づく求償権」と改め、「7 争点⑦」のうち控訴人の主張欄（同78頁右欄）末尾の次に、改行の上、「また、本件の青色申告承認の取消処分は、処分基準についての記載がないから、違法である。」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、平成20年12月22日付け控訴人の平成19年3月期法人税の更正処分の一部の取消請求（控訴の趣旨8）に係る訴えのうち、確定申告部分（所得金額2873万9007円、納付すべき税額798万1700円を超えない部分）の取消請求に係る部分は不適法であるから却下すべきであり、控訴人のその余の請求は、いずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1、3ないし9（原判決7頁13行目から9頁13行目まで、10頁7行目から32頁26行目まで）の記載と同じであるから、これを引用する。

- (1) 原判決8頁25行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、申告と増額更正処分の関係につき、更正処分によって申告は白紙に戻され、税額は更正処分によって全体として確定し直され、更正の請求の対象となるべき申告は更正処分に吸収されて消滅すると解すべき旨主張するが、通則法は、申告納税方式においては、納付すべき税額は、納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合

その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り税務署長又は税関長の処分により確定するものとし（１６条１項１号）、「更正で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納付義務に影響を及ぼさない。」（２９条１項）と定めているから、増額更正処分が申告を白紙に戻し、税額を全体として確定し直すものと解することは困難である。」

(2) 同１１頁２行目の「Nが、」から３行目の「得た場合、」までを「Fの丙から、売却予定の中古建設機械があるとの情報を得たNの代表取締役T（以下「T」という。）が、」と、６行目の「同社の」を「同社からの」と、１２行目の「平成１４年３月６日」を「Fから、本件機械A１の売買代金４７２０万円（本件機械A１－６が１０００万円、本件機械A１－７が１３２０万円、本件機械A１－８が１１５０万円、本件機械A１－９が１２５０万円）及び消費税２３６万円の合計４９５６万円の支払を求める平成１４年３月５日付け請求書の送付を受け、同月６日」と、１４行目の「Eの」を「E側の」と各改め、２２行目の「平成１４年４月３０日」を「Fから、本件機械A２－１の売買代金５６００万円及び消費税２８０万円の合計５８８０万円の支払を求める平成１４年４月３０日付け請求書の送付を受け、同日」と改める。

(3) 同１２頁８行目の「平成１４年５月２１日」を「Fから、本件機械A２－２～５の売買代金８６７０万円（本件機械A２－２が５６５０万円、本件機械A２－３が１１８５万円、本件機械A２－４が１０８５万円、本件機械A２－５が７５０万円）及び消費税４３３万５０００円の合計９１０３万５０００円の支払を求める平成１４年５月２０日付け請求書の送付を受け、同月２１日」と改める。

(4) 同１３頁８行目冒頭から１３行目末尾までを次のとおり改める。

「 本件取引A１、A２に係る契約書には、本件機械A１、A２の機種、機番、購入年月日、賃貸借料（９台の総額は１億１５００万円）のほか、次のような記載があった（甲２の１～９）。

２． 賃貸借期間 平成１４年４月１日より３６ヶ月間

３． 使用場所 国内、国外を問わない。

４． 支払方法 乙（F）は、上記賃借料を契約期間３年（３６ヶ月）後に、全て精算し甲（E）に現金にて支払うものとする。

５． その他 （１） 機械分解、積込まで甲負担。

（２） 回送費、組立費、燃料費、油脂類、修理費、消耗品等上記(1)以外は全て乙負担とし、甲には一切請求しないものとする。」

(5) 同１３頁１６行目の「平成１７年ころ」を「平成１７年３月３１日」と、１７行目の「確認」及び１８行目の「認識」をいずれも「把握」と改め、２１行目冒頭から１４頁５行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 認定事実イのとおり、Eは、本件機械A１について、平成１４年３月８日ころ、乙との間で本件取引A１を行って、そのころ、乙から４７００万円（ないしこれから乙の利得金を控除した額）の一括支払を受けている。また、認定事実ウ、エのとおり、Eは、本件取引A２を行い、同年５月２日、本件機械A２－１について５７００万円の、同月２２日、本件機械A２－２～５について８５００万円の各支払（支払合計額１億４２００万円）を受けている。そして、認定事実カのとおり、Eは、本件取引A１、A２に係る契約書に記載された賃貸借期間満了時である平成１７年３月３１日まで本件機械A１、A２の所在を

明確に把握しておらず、Fも同年ころ本件機械A 1、A 2の所在を把握していなかったものであるから、このような取引の客観的形態からすれば、特段の事情のない限り、本件取引A 1、A 2が本件機械A 1、A 2の賃貸借契約であると解することは困難であって、本件取引A 1、A 2は本件機械A 1、A 2の売買であると評価せざるを得ないところ、本件では上記特段の事情を認めるに足る証拠はない。」

- (6) 同14頁12行目の「Nが、」から13行目の「得た場合、」までを「Fの丙から、売却予定の中古建設機械があるとの情報を得たNの代表取締役Tが、」と、26行目の「というべきである。」を「というべきであり、これを別異に解すべき特段の事情は認められない。」と各改める。
- (7) 同15頁2行目の「解するのが自然」を「認めるのが相当」と、7行目の「契約期間」から8行目の「支払う」までを「契約期間3年（36ヶ月）後に、全て精算し甲（E）に現金にて支払う」と、9行目及び14行目の「E」をいずれも「E側」と各改める。
- (8) 同16頁7行目の「、賃貸借期間中」から9行目の「支払っていること」までを削り、12行目の「A 2」を「A 2の交渉」と、13行目の「保証人になる」を「保証人になること」と各改める。
- (9) 同17頁2行目の「この点が上記判断を覆すほどのものではない。」を次のとおり改める。
「その必要性は、本件機械A 1、A 2の売買を賃貸借に仮装する動機にもなり得るものであって、当該必要性をもって上記の認定判断を覆すことはできない。

なお、控訴人は、本件取引A 1、A 2の当事者は、明確かつ合理的な理由の下、本件機械A 1、A 2を売却せずに賃貸したいと考えて賃貸借という法形式を選択したものであって、どのような法形式を採用するかは契約当事者間の自由な選択に任されている旨主張するが、そもそも賃貸借は仮装に過ぎず、実体として賃貸借という法形式を選択したものとは認められないから、その主張は前提を欠き、失当である。

また、控訴人は、本件取引A 1、A 2に係る契約書（甲2の1～9）は、処分証書であってその成立の真正が認められる以上、実質的証拠力があるから、そのとおりの契約の成立を認めなければならない旨主張するところ、前記認定したところによれば、上記契約書に係る賃貸借契約が成立したとしても、それは仮装目的のものであって無効である（民法94条1項）と認められるから、本件取引A 1、A 2が売買であると認定することの支障にはならない。」

- (10) 同17頁10行目の「平均現価率」を「平均原価率」と改め、25行目及び18頁8行目の「その範囲内」をいずれも「それ以上の額」と改める。
- (11) 同19頁2行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、賃貸借契約を締結したいという意図の下に実際に賃貸借契約書を作成したのであるから、取引を「仮装」した事実はない旨主張するが、前記認定によれば、控訴人は、売買の事実を隠すため賃貸借取引を仮装したものと認めるほかなく、これを別異に解すべき特段の事情は認められないから、控訴人の主張は採用できない。

控訴人は、また、本件の青色申告承認の取消処分は、処分基準についての記載がないから、行政手続法14条等に反し、違法である旨主張する。なるほど、行政庁は、行政手続法14条1項本文により、不利益処分をする場合は、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないが、同項本文の趣旨は、名宛人に直接義務を課し又はその権

利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えることにあると解されるから、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきであって（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）、処分基準が存する場合に常にこれを処分理由に記載しなければならないものとは解されない。そして、本件のEに対する平成20年12月19日付け「青色申告の承認の取消通知書」（甲1の1）には、処分の根拠法令が法127条1項3号であることや処分の基因となった具体的事実が記載されていることからすれば、処分の理由に処分基準の記載がないからといって、前記の行政手続法14条1項本文の趣旨に反するものとはいえない。その他、本件の青色申告承認の取消処分の理由に処分基準の記載がないことをもって、違法とすべき理由は見出せないから、控訴人の主張は採用できない。」

- (12) 同19頁13行目の「行うことになり、」から14行目の「現地見分」までを「行っていたところ、丁は、戊から売却対象物件の提示を受け、NのTとともに、平成19年10月上旬ころに本件機械C1の、同年12月上旬ころに本件機械C2の各現地見分」と、19行目の「建設機械」を「新品建設機械」と、20行目の「かつ」を「又は」と、25行目の「購入し」を「代金9060万円及び消費税453万円の合計9513万円で購入し」と各改める。
- (13) 同20頁12行目の「C1-1は」を「C1は」と改め、同行目の「取得年月日」から13行目の「運送した時点で」までを「、いずれも」と改め、15行目及び25行目の「C1-2、」をいずれも削り、16行目の「超えていなかった。」から20行目の「運送された」までを「超えていなかったが、稼働時間等の規制が及ばない海外のキャタピラーディーラーに販売することとして、稼働時間が1000時間を超えないままで海外に輸出され、本件機械C1-1、C1-2は稼働時間が1000時間を超えたものとして海外に輸出されることとなった」と改める。
- (14) 同21頁6行目の「購入し」を「代金1億1350万円及び消費税567万5000円の合計1億1917万5000円で購入し」と、24行目の「運送」を「輸出」と各改める。
- (15) 同22頁8行目及び14行目の「機番」をいずれも「機械名（機種・機番）」と、8行目から9行目にかけての「特記事項」から11行目の「別途精算とする。」までを「特記事項として「平成20年5月までは、右記機械（本件機械C1）を賃貸借契約とする。但し、5月までにアワメーターが1000時間を越えない場合は、超えるまで継続する。その場合のリース料は、別途清算とする。」と改め、15行目の「特記事項」から17行目の「別途精算とする。」までを「特記事項として「平成20年6月までは、右記機械（本件機械C2）を賃貸借契約とする。但し、6月までにアワメーターが1000時間を越えない場合は、超えるまで継続する。その場合のリース料は、別途清算とする。」と改め、23行目の「本件機械Cの代金」を「本件機械C1、C2（以下「本件機械C」という。）の代金」と改める。
- (16) 同23頁2行目の「国外」を「主に国外」と、10行目の「設ける」を「行う」と、11行目の「合意をしていない」を「合意をしていない（丁証人10頁）」と、12行目の「Iと」から13行目末尾までを「本件取引Cに係る契約書における本件特記事項C1、C2の記載は、Oから稼働時間等の規制に違反しているとの指摘を免れる目的で記載されたものに過ぎなか

- った疑いが強く、控訴人とIとの間に真実そのような合意があったと直ちに認めることはできない。」と各改め、20行目の「また」から23行目の「希薄であったといえる。」までを削る。
- (17) 同24頁4行目の「このように」から9行目末尾までを「このような事情に照らすと、控訴人において稼働時間等の規制を守る意思はなかったものと認めるほかなく、本件取引Cに係る契約書における本件特記事項C1、C2の記載は、Oから稼働時間等の規制に違反しているとの指摘を免れる目的で記載された仮装のものに過ぎなかったというべきである。」と改める。
- (18) 同25頁1行目の「平成15年」から4行目末尾までを「Eの所有地であったM残土処分場に、上記請負契約に係る工事現場からのヘドロ等と渾然一体となった土砂等を搬入し、上記処分場の仮置き場で曝気した後、産業廃棄物と一般廃棄物の区別をし、産業廃棄物は専門業者に処理を委託し、一般廃棄物は上記処分場の最終処分場（残土処理場）に埋め立てていた（甲6、12、16）。」と、19行目から20行目にかけての「M残土処分場から」を「仮置き場から最終処分場まで」と、26行目の「平成14年3月期、平成15年3月期の」を「平成14年3月期につき752万3250円、平成15年3月期につき2550万1875円」と各改める。
- (19) 同26頁6行目の「土砂」を「土砂等の一般廃棄物」と、7行目の「土砂」から8行目の「残土処分場」までを「土砂等の一般廃棄物は、仮置き場から残土処理場」と各改め、23行目の「当該請負契約」の次に「(以下「土砂等請負契約」という。)」を加える。
- (20) 同27頁4行目の「法人税法」を「法」と、19行目から20行目にかけての「同残土処分場」及び同行目の「仮置き場の残土処分場」をいずれも「仮置き場」と、21行目の「防災工事」から22行目の「認められる」までを「防災工事、残土処理場の造成工事ないしその関連の費用であると一応認められる」と各改める。
- (21) 同28頁5行目冒頭から12行目末尾までを次のとおり改める。
「したがって、控訴人の平成18年3月期及び平成19年3月期の所得金額の計算においては、本件残土処理原価（平成18年3月期が1億1041万7599円、平成19年3月期が3060万1062円）は、平成16年3月期までに未払金に計上された見積原価合計2億3752万5125円（平成14年3月期が752万3250円、平成15年3月期が2550万1875円、平成16年3月期が2億0450万円）に残高がある限り、これから控除すべきであるところ、控訴人が平成17年3月期に上記未払金からの控除を主張する7515万3750円を控除しても、残高は1億6237万1375円あるから、本件残土処理原価はこの残高から控除すべきであって、別途損金の額に算入することはできない。」
- (22) 同28頁20行目の「10月23日」を「10月29日」と改める。
- (23) 同29頁4行目の「次のとおり」から18行目末尾までを次のとおり改める。
「上記アの売買を合意解除することとし、合意解除に伴って、① 違約金としてKがEに対し1億8000万円を支払うこと、② KがEに支払った5億5000万円をEがKに返還すること、③ 上記5億5000万円のうちの1億5000万円をもってKがL銀行に対し上記イの1億5000万円を返済することを条件として、違約金1億8000万円のうち1億5000万円の支払義務を免除することを約した（乙60、61、弁論の全趣旨）。」
- (24) 同29頁19行目の「上記合意に基づき」を「上記5億5000万円のうち」と、26行目の「定期預金」を「定期預金債権」と各改める。
- (25) 同30頁4行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

- 「ク 控訴人は、平成18年、Kほか1名を被告として、本件求償権（保証人たる地位に基づく求償権）に基づき、求償金1億5003万6000円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める訴訟を提起した（高知地方裁判所平成●年(○)第●号）が、平成20年3月13日、1審裁判所は、控訴人のL銀行に対する連帯根保証債務は解除されたものとみなされると判断し、本件求償権の発生を否定して、控訴人のKに対する請求を棄却する旨の判決をし、同判決は確定した（乙67、控訴人代表者25～26頁、弁論の全趣旨）。」
- (26) 同30頁6行目冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。
- 「 認定事実クによれば、そもそも、控訴人とKとの間で、本件求償権が発生であるとする判決が確定しているから、本件求償権は、貸倒引当金の対象となる個別評価金銭債権（法52条）として損金の額に算入することはできない。
- また、Eないし控訴人は、Kに対し4億円しか支払わなかったため、認定事実ウの合意におけるKが違約金1億8000万円のうち1億5000万円の支払義務を免除されるための条件の成就を故意に妨害したものであるべきであり、Kは、その条件成就妨害につき条件が成就したものとみなすことができ、上記支払義務が免除されたことになる（民法130条、乙67）。控訴人は、EはKに4億円を返還しているから、KがL銀行に対して1億5000万円の支払をすることが十分可能であり、条件成就の妨害に当たらない旨主張するが、Eが支払った4億円はKのR銀行に対する4億円の借入金債務の支払に充てられるべきものである（乙60、51）から、控訴人の上記主張は採用できない。
- そうすると、L銀行が控訴人のL銀行に対する1億5000万円の預金債権と控訴人に対する保証債務履行請求権とを対当額で相殺したことにより、控訴人のKに対する1億5000万円の求償権が生じたとしても、控訴人は、Kに対し、これと同額の返還債務を負うことになる。」
- (27) 同30頁24行目の「平成16年4月30日に消滅したものといえる」を「未発生といわざるを得ないから、貸倒引当金の対象となる個別評価金銭債権（法52条）として損金の額に算入することはできない」と改める。
- (28) 同32頁13行目の「その範囲内」を「それ以上の額」と改め、19行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。
- 「 控訴人は、賃貸借契約を締結したいという意図の下に実際に賃貸借を前提とする契約書を作成したのであるから、取引を「仮装」した事実はない旨主張するが、前記認定によれば、控訴人は、売買の事実を隠すため賃貸借取引を仮装したものと認めるべきであり、これを別異に解すべき特段の事情は認められないから、控訴人の主張は採用できない。
- 控訴人は、また、本件の青色申告承認の取消処分は、処分基準についての記載がないから違法である旨主張するが、本件の控訴人に対する平成21年3月9日付け「青色申告の承認の取消通知書」（甲1の2）には、処分の根拠法令が法127条1項3号であることや処分の基因となった具体的事実が記載されており、行政手続法14条1項本文の趣旨に反するものとはいえず、他に違法とすべき理由は見出せないから、控訴人の主張は採用できない。」
- 2 控訴理由に鑑み、原審及び当審に提出された証拠を子細に検討しても、前記の認定判断を変更すべき点は見当たらない。
- 3 そうすると、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第 2 部

裁判長裁判官 金馬 健二

裁判官 政岡 克俊

裁判官 田中 一隆